

改正後の水質汚濁防止法 の届出について

川崎市環境局環境対策課

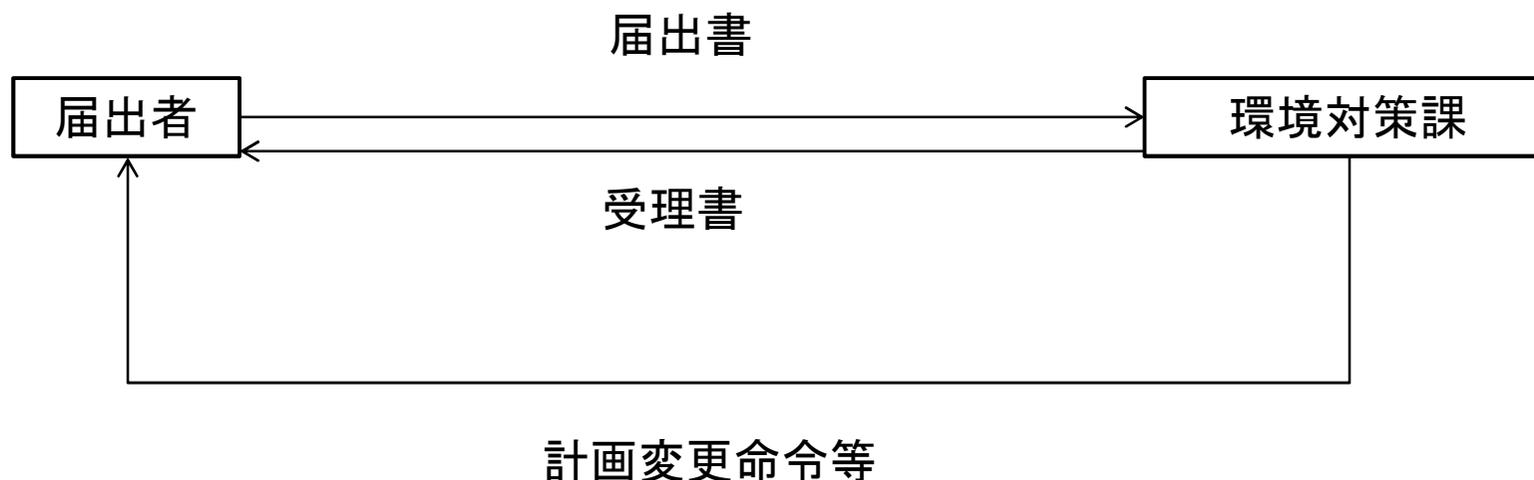
水質汚濁防止法の規制の体系（排水基準）

規制対象物質		規制対象事業場	設置者の義務	規制措置など
排水基準	有害物質	公共用水域に水を排出する工場・事業場	○届出義務 ○排水基準等の遵守	(届出) ○実施の制限 ○計画変更命令等
	生活環境項目	公共用水域に水を排出する工場・事業場のうち、1日あたりの平均的な排水の量が50m ³ 以上の工場・事業場 ※神奈川県の上乗せ条例により、pHは50m ³ /日以下でも基準がかかります。		

改正後に追加された部分 水質汚濁防止法の規制の体系（構造基準）

規制対象物質			規制対象事業場	設置者の義務	規制措置など
構造基準	有害物質	カドミウム及びその化合物など、26項目	有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を設置する工場・事業場	<ul style="list-style-type: none"> ○届出義務 ○構造基準等の遵守 	(届出) <ul style="list-style-type: none"> ○実施の制限 ○計画変更命令等 (構造基準等) <ul style="list-style-type: none"> ○改善命令等

水質汚濁防止法に基づく届出



※正副2部を提出してください

※届出内容を審査し、適正なものであると認められるときには、届出書を受理して、受理書を交付します。届出により排水基準を達成しない又は構造基準を満たさないと認められる場合には、計画変更命令等を行い、適正な内容に変更を求めます。

届出の内容

届出の種類	届出を要する内容	提出期限	罰則
特定施設等設置届 (法第5条)	特定施設等を新しく設置しようとする 場合(更新を含む)	設置又は変更日(工 事着工日)の60日前	3月以下の懲 役又は 30万円以下 の罰金
特定施設等の 構造等変更届 (法第7条)	次の事項を変更しようとする場合 ○特定施設等の構造・設備・使用方法 ○汚水等の処理方法 ○排出水の汚染状態や量 ○用水及び排水の系統	届出が受理された 日から60日経過した 後でなければ、設置、 変更ができません。	
特定施設使用届 (法第6条)	既設の施設が新たに特定施設等に指 定された場合	特定施設等になっ た日から30日以内	20万円以下 の罰金
氏名変更等届 (法第10条)	次の事項を変更した場合 ○届出者の氏名・名称・住所 ○法人代表者氏名 ○事業場の名称・所在地	変更した日から30日 以内	10万円以下 の過料
特定施設等使用廃止 届(法第10条)	特定施設等の使用を廃止した場合	廃止した日から30日 以内	
承継届 (法第11条)	特定施設等を譲り受け・借り受け及び 相続・合併により承継した場合	承継した日から30日 以内	
汚濁負荷量の測定手 法届(法第14条)	排水量が平均50m ³ /日以上の場合 (設置又は内容の変更)	設置又は内容変更 をする場合	

届出対象施設が拡大されました

▶ ○今までの届出義務

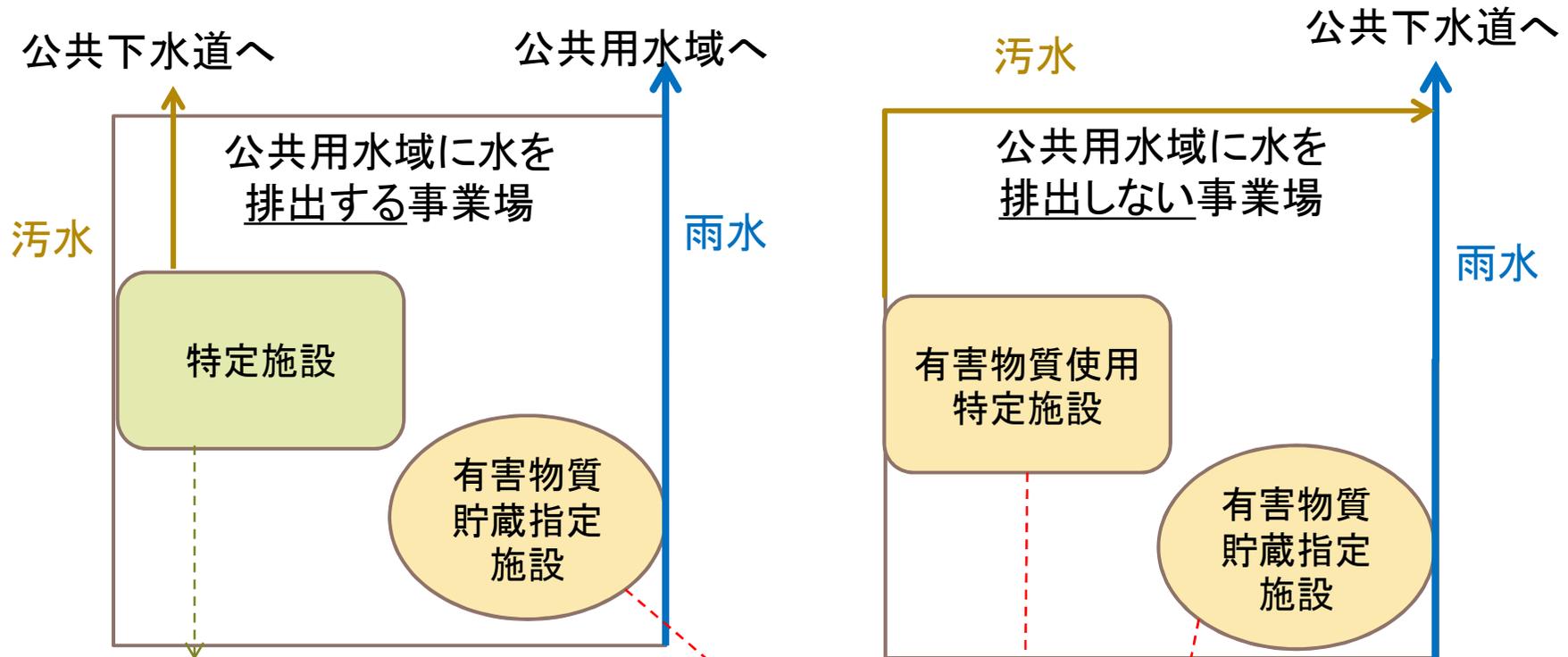
- ▶ 公共用水域に水を排出する事業場が特定施設を設置しようとするとき

▶ ○改正により追加された届出義務

- ▶ ・**「有害物質使用特定施設」**を設置しようとするとき
- ▶ 公共用水域に水を排出するか否かを問いません。
- ▶ →今まで水濁法の届出義務がなかった合流式下水道地域の事業場にも、届出義務が生じます。

- ▶ ・**「有害物質貯蔵指定施設」**を設置しようとするとき
 - ※ 有害物質を含む液体のものを貯蔵する施設
- ▶ 公共用水域に水を排出するか否かを問いません。
- ▶ →今までは水濁法の届出対象ではありませんでした。

届出様式について



- 別紙1
- 別紙1の2(新)
- 有害物質使用特定施設のみ
- 別紙2
- 別紙3
- 別紙4
- 別紙5(排水量50m³/日以上)
- 別紙6

- 別紙12(新)
- 別紙13(新)
- 別紙14(新)
- 別紙15(新)

届出様式について

第5条第1項関係(公共用水域に水を排出する事業場の有害物質使用特定施設)

様式第1

別紙1	特定施設の構造
別紙1の2	特定施設の設備
別紙2	特定施設の使用の方法
別紙3	汚水の処理の方法
別紙4	排出水の汚染状態及び量
別紙5	排出水の排水系統別の汚染状態及び量(排水量50m ³ /日以上)
別紙6	用水及び排水の系統

第5条第3項関係(有害物質貯蔵指定施設及び公共用水域に水を排出しない事業場の有害物質使用特定施設)

様式第1

別紙12	有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造
別紙13	有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の設備
別紙14	有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の使用の方法
別紙15	用水及び排水の系統(搬入及び搬出の系統)

平成24年6月1日から30日以内に必要な届出

○公共用水域に水を排出する事業場

- ・現に設置されている有害物質貯蔵指定施設

すでに水濁法で届出されている有害物質使用特定施設については、改めて届出する必要はありません

○公共用水域に水を排出しない事業場

(今まで下水道法で届出していた合流式下水道地域の事業場など)

- ・現に設置されている有害物質使用特定施設

- ・現に設置されている有害物質貯蔵指定施設

記載例（様式第1）かがみ

様式第1（第3条関係）（表面）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

年 月 日

川崎市長 殿

住所

氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 @

電話番号

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種別		※施設番号
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。	
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。	
	△排水水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。	
	△排水水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。	
	△排水水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。	
	第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種別	
△有害物質使用特定施設の構造		別紙7のとおり。	
△有害物質使用特定施設の使用の方法		別紙8のとおり。	
△汚水等の処理の方法		別紙9のとおり。	
△特定地下浸透水の浸透の方法		別紙10のとおり。	
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。	

様式第1（裏面）

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

備考 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、各別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。

2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。

3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。

4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

5 ※印の欄には、記載しないこと。

6 排水水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限りて欄を設けること。

7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

届出様式について

第5条第1項関係(公共用水域に水を排出する事業場の有害物質使用特定施設)

様式第1

別紙1	特定施設の構造
別紙1の2	特定施設の設備
別紙2	特定施設の使用の方法
別紙3	汚水の処理の方法
別紙4	排出水の汚染状態及び量
別紙5	排出水の排水系統別の汚染状態及び量(排水量50m ³ /日以上)
別紙6	用水及び排水の系統

第5条第3項関係(有害物質貯蔵指定施設及び公共用水域に水を排出しない事業場の有害物質使用特定施設)

様式第1

別紙12	有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造
別紙13	有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の設備
別紙14	有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の使用の方法
別紙15	用水及び排水の系統(搬入及び搬出の系統)

★有害物質貯蔵指定施設に係る届出

★公共用水域に水を排出しない事業場の有害物質使用特定施設に係る届出

別紙 1 2 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

別紙12
有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	B-1	B-2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (65 酸又はアルカリによる表面処理施設)	有害物質使用特定施設 (66 電気めっき施設)
型式	浸漬式 (△△△社製 CM-5)	全自動バレル回転式 (△△△社製 ZB-A1)
構造	鉄製、内部を塩化ビニールライニング (構造図は資料○のとおり)	鉄製、内部を塩化ビニールライニング (構造図は資料○のとおり)
主要寸法	槽寸法 ・酸浸漬槽1m×1m×1.5m×1槽	・装置全体で 1m×1.0m×1.5m (各槽の寸法は資料○のとおり)
能力	ねじ 3,000個/日	ねじ 5,000個/日
配置	めっき工場棟1階 (配置は、資料○のとおり)	めっき工場棟1階 (配置は、資料○のとおり)
床面及び周囲	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝及びためますを設け、流出を防止 ※防液堤等について、可能な場合には容量を記入	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止
設置年月日	2000年 4月 1日	2000年 4月 1日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 1 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

○該当する施設すべてについて記載

○型式・構造・主要寸法・能力
施設の型式をメーカーのカタログ等で確認し、記載
構造図を添付

○配置
図面等を添付し、特定施設等に色を塗るなどして、場所が特定できるように。
地下に配置されている場合には、その旨記載

○床面及び周囲
床面の構造、防液堤等について
※防液堤等は可能な場合には容量を記載

○その他参考となるべき事項
必要に応じて、同等以上の措置や、床下から容易に点検できる旨等を記載

届出様式について

第5条第1項関係(公共用水域に水を排出する事業場の有害物質使用特定施設)

様式第1

別紙1	特定施設の構造
別紙1の2	特定施設の設備
別紙2	特定施設の使用の方法
別紙3	汚水の処理の方法
別紙4	排出水の汚染状態及び量
別紙5	排出水の排水系統別の汚染状態及び量(排水量50m ³ /日以上)
別紙6	用水及び排水の系統

第5条第3項関係(有害物質貯蔵指定施設及び公共用水域に水を排出しない事業場の有害物質使用特定施設)

様式第1

別紙12	有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造
別紙13	有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の設備
別紙14	有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の使用の方法
別紙15	用水及び排水の系統(搬入及び搬出の系統)

★有害物質貯蔵指定施設に係る届出

★公共用水域に水を排出しない事業場の有害物質使用特定施設に係る届出

別紙 1 3 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

別紙13
有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	B-1	B-2
特定施設番号及び名称	有害物質使用特定施設 (65 酸又はアルカリによる表面処理施設)	有害物質使用特定施設 (66 電気めっき施設)
設 備	地上配管（配管①、配管②） 排水溝、ためます	地下配管（トレンチ内） （配管①、配管②） 地下配管（埋設配管）
構 造	配管① ステンレス鋼製 配管② ステンレス鋼製 排水溝、ためます コンクリート製、底の厚さ50mm ビニルエステル樹脂で被覆	地下配管（トレンチ内） 配管① ステンレス鋼製 トレンチ コンクリート製、厚さ○mm ビニルエステル樹脂で被覆 地下配管（埋設配管） ステンレス鋼製
主要寸法	配管① 直径100mm×○m 配管② 直径100mm×○m 排水溝 幅300mm×深さ200mm×○m ためます ○mm×○mm×○mm	地下配管（トレンチ内） 直径100mm×○m 地下配管（埋設配管） 直径100mm×○m
配 置	めっき工場 1階 （配置は資料○のとおり）	めっき工場 1階 （配置は資料○のとおり）
設 置 年 月 日	2000年 4月 1日	2000年 4月 1日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		配管②に流れる汚水からは、有害物質は検出されない

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

○設備

付帯する設備の名称を記載

例) 地上配管(①~⑩)、排水溝、排水ポンプ

○構造

付帯する設備の材質

検知設備を有する場合には、その旨

地下配管(トレンチ内)の場合はトレンチの構造

○主要寸法

設備のうち主なものについて記載

○配置

建物の名称・位置等。地下に設置されている場合には、その旨も記載

図面等を添付

○その他参考となるべき事項

有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されない

ので、その旨を記載

届出様式について

第5条第1項関係(公共用水域に水を排出する事業場の有害物質使用特定施設)

様式第1

別紙1	特定施設の構造
別紙1の2	特定施設の設備
別紙2	特定施設の使用の方法
別紙3	汚水の処理の方法
別紙4	排出水の汚染状態及び量
別紙5	排出水の排水系統別の汚染状態及び量(排水量50m ³ /日以上)
別紙6	用水及び排水の系統

第5条第3項関係(有害物質貯蔵指定施設及び公共用水域に水を排出しない事業場の有害物質使用特定施設)

様式第1

別紙12	有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造
別紙13	有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の設備
別紙14	有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の使用の方法
別紙15	用水及び排水の系統(搬入及び搬出の系統)

★有害物質貯蔵指定施設に係る届出

★公共用水域に水を排出しない事業場の有害物質使用特定施設に係る届出

別紙 1 4 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

別紙14
有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	B-1	B-2
特定施設番号及び名称	有害物質使用特定施設 (65 酸又はアルカリによる表面処理施設)	有害物質使用特定施設 (66 電気めっき施設)
設置場所	めっき工場1階 (配置は資料○のとおり)	めっき工場1階 (配置は資料○のとおり)
操業の系統	○〇処理を行う	▲▲めっきを行う
使用時間間隔	週に2～3日程度使用し、使用時間帯は不規則	10時～16時
1日当たりの使用時間	4時間	6時間
使用の季節的変動	なし	6月中旬～7月中旬 100%稼働 12月中旬～1月中旬 30%稼働 その他 70%稼働
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	<前処理行程> ○ <〇〇処理> □	<前処理行程> ○ <めっき行程> □
貯蔵する有害物質の種類（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）		
その他参考となるべき事項		

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

○操業の系統

作業工程のフローシートを添付。

工程における特定施設を他の施設と区別してください

有害物質使用特定施設の場合

○原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量

有害物質貯蔵指定施設の場合

○貯蔵する有害物質の種類

○その他参考になるべき事項

有害物質の製造、処理を行っていて、上記に記載がない場合には、製造、処理を行っている有害物質の種類を記載

○管理要領、点検頻度、点検の内容などについて、必要に応じて添付することが望ましい

届出様式について

第5条第1項関係(公共用水域に水を排出する事業場の有害物質使用特定施設)

様式第1

別紙1	特定施設の構造
別紙1の2	特定施設の設備
別紙2	特定施設の使用の方法
別紙3	汚水の処理の方法
別紙4	排出水の汚染状態及び量
別紙5	排出水の排水系統別の汚染状態及び量(排水量50m ³ /日以上)
別紙6	用水及び排水の系統

第5条第3項関係(有害物質貯蔵指定施設及び公共用水域に水を排出しない事業場の有害物質使用特定施設)

様式第1

別紙12	有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造
別紙13	有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の設備
別紙14	有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の使用の方法
別紙15	用水及び排水の系統(搬入及び搬出の系統)

★有害物質貯蔵指定施設に係る届出

★公共用水域に水を排出しない事業場の有害物質使用特定施設に係る届出

別紙 15 用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

別紙15
用水及び排水の系統(搬入及び搬出の系統)

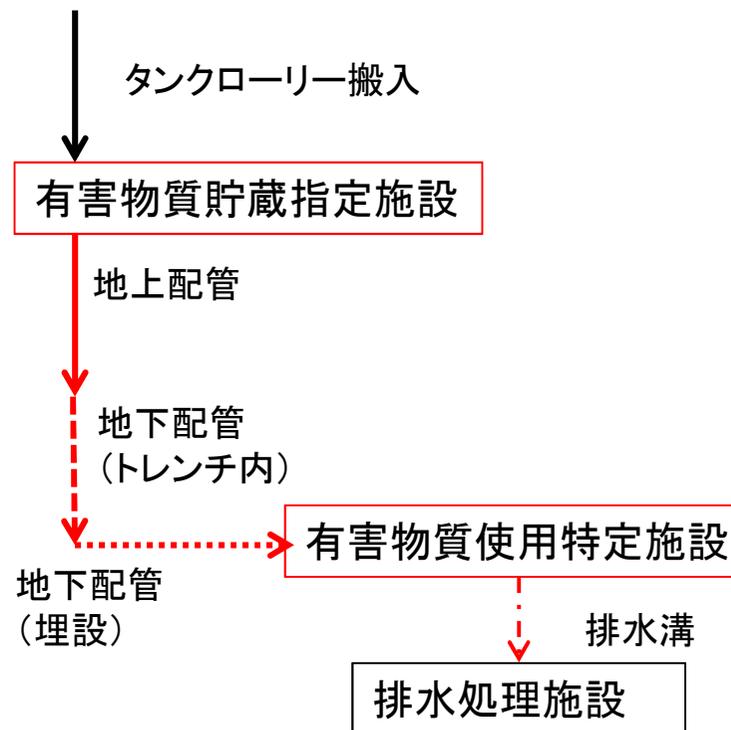
施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）

用途別 用水使用量	用途	使用水	用水使用量(m ³ /日)
	めっき等工程	上水	○m ³

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

有害物質を含む水の流れをフロー図で記載

必要に応じて、用水及び排水の系統がわかる図面を添付

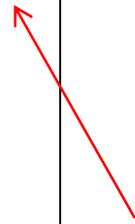


★公共用水域に水を排出しない事業場の有害物質使用特定施設に係る届出

有害物質の使用について

有害物質の使用状況

項目	特定施設における使用	特定事業場における使用	備考
カドミウム及びその化合物	なし	なし	
シアン化合物	〇〇 (製品名等)	なし	シアン処理用
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	なし	なし	
鉛及びその化合物	なし	なし	
六価クロム化合物	〇〇 (製品名等)	なし	クロムめっき処理用
砒素及びその化合物	なし	なし	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	なし	なし	
PCB	なし	なし	



項目	有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設における使用	特定事業場における使用	備考
カドミウム及びその化合物	なし	なし	
シアン化合物	シアン化〇〇	なし	〇〇処理用
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	なし		
鉛及びその化合物	なし	なし	
六価クロム化合物	〇〇化クロム	なし	〇〇処理用

〇〇は、有害物質の名称、性状、用途、使用量、使用場所を示す図面を添付してください。
また、使用している場所を示す図面を添付してください。

届出様式について

第5条第1項関係(公共用水域に水を排出する事業場の有害物質使用特定施設)

様式第1

別紙1	特定施設の構造
別紙1の2	特定施設の設備
別紙2	特定施設の使用の方法
別紙3	汚水の処理の方法
別紙4	排出水の汚染状態及び量
別紙5	排出水の排水系統別の汚染状態及び量(排水量50m ³ /日以上)
別紙6	用水及び排水の系統

第5条第3項関係(有害物質貯蔵指定施設及び公共用水域に水を排出しない事業場の有害物質使用特定施設)

様式第1

別紙12	有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造
別紙13	有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の設備
別紙14	有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の使用の方法
別紙15	用水及び排水の系統(搬入及び搬出の系統)

★公共用水域に水を排出する事業場の有害物質使用特定施設に係る届出

別紙 1 特定施設の構造

別紙 1

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	湿式スクラパー 1	実験用流し台 1
特定施設番号及び名称	7124 洗浄施設	7124 洗浄施設
型 式	○社製****-***	×××社製****-***
構 造	図○ 湿式スクラパー 1 構造図	図○ 実験用流し台 1 構造図
主要寸法	W1800×D1200×H2300	W1800×D1600×H700
能 力	流し付き 排気量 ××/h ※その他必要に応じて記載してください	※その他必要に応じて記載してください
配 置	1 F 実験室 A 図○ 1 F 平面図参照	2 F 実験室 B 図○ 2 F 平面図参照
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	2012年 11月 1日	2012年 11月 1日
工事完成予定年月日	2012年 11月 1日	2012年 11月 1日
使用開始予定年月日	2012年 11月 1日	2012年 11月 1日
その他参考となるべき事項	・ 1 F に設置し、床面は厚さ200mmのコンクリート、樹脂塗装 ・ 周囲には側溝（容量○L）を設け、流出を防止	2 F に設置し、床下から容易に点検可

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

○型式・構造・主要寸法・能力

新たに設置する施設について、仕様等を参考に記載し、構造図等を添付

○配置

図面等を添付し、特定施設に色を塗るなどして、場所が特定できるように

○その他参考となるべき事項

有害物質使用特定施設の場合、「施設の床面及び周囲の構造等」を記載防液堤等については、可能な場合には容量を記載

必要に応じて、同等以上の措置や、床下から容易に点検できる旨等を記載

届出様式について

第5条第1項関係(公共用水域に水を排出する事業場の有害物質使用特定施設)

様式第1

別紙1	特定施設の構造
別紙1の2	特定施設の設備
別紙2	特定施設の使用の方法
別紙3	汚水の処理の方法
別紙4	排出水の汚染状態及び量
別紙5	排出水の排水系統別の汚染状態及び量(排水量50m ³ /日以上)
別紙6	用水及び排水の系統

第5条第3項関係(有害物質貯蔵指定施設及び公共用水域に水を排出しない事業場の有害物質使用特定施設)

様式第1

別紙12	有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造
別紙13	有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の設備
別紙14	有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の使用の方法
別紙15	用水及び排水の系統(搬入及び搬出の系統)

★公共用水域に水を排出する事業場の有害物質使用特定施設に係る届出

別紙 1 の 2 特定施設の設備

有害物質使用特定施設の時のみ提出

別紙 1 の 2 特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号	様式スクラバー 1	実験用流し台 1
特定施設番号及び名称	712イ 洗浄施設	712イ 洗浄施設
設備	地上配管	地上配管
構造	配管 ステンレス鋼製 内部を〇〇で被覆	
主要寸法	配管 直径100mm×30m	
配置	1 F 実験室 A → 1 F 処理室 (中和処理施設に接続) (配置は図〇の通り)	2 F 実験室 B (配置は図〇の通り)
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	2012年 11月 1日	2012年 11月 1日
工事完成予定年月日	2012年 11月 1日	2012年 11月 1日
使用開始予定年月日	2012年 11月 1日	2012年 11月 1日
その他参考となるべき事項	・スクラバー内部の流しは排水系統に接続していない	濃厚廃液はポリタンクに回収後、全量委託処理。地上配管に流れる汚水から有害物質は検出されない。

備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。
2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

○設備
付帯する設備の名称
例) 地上配管 (①~⑩)、排水溝、排水ポンプ

○構造
付帯する設備の材質
検知設備を有する場合には、その旨
地下配管 (トレンチ内) の場合はトレンチの構造

○主要寸法
設備のうち主なものについて記載

○配置
建物の名称・位置等。地下に設置されている場合には、その旨も記載。図を添付

○その他参考となるべき事項
有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その旨を記載

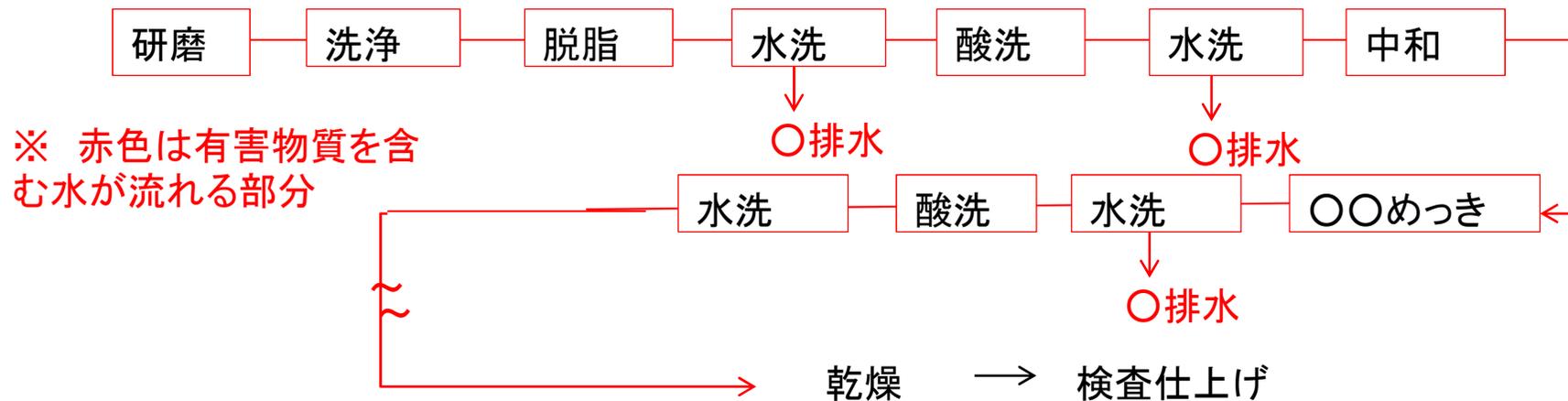
図面記載例

工場案内図



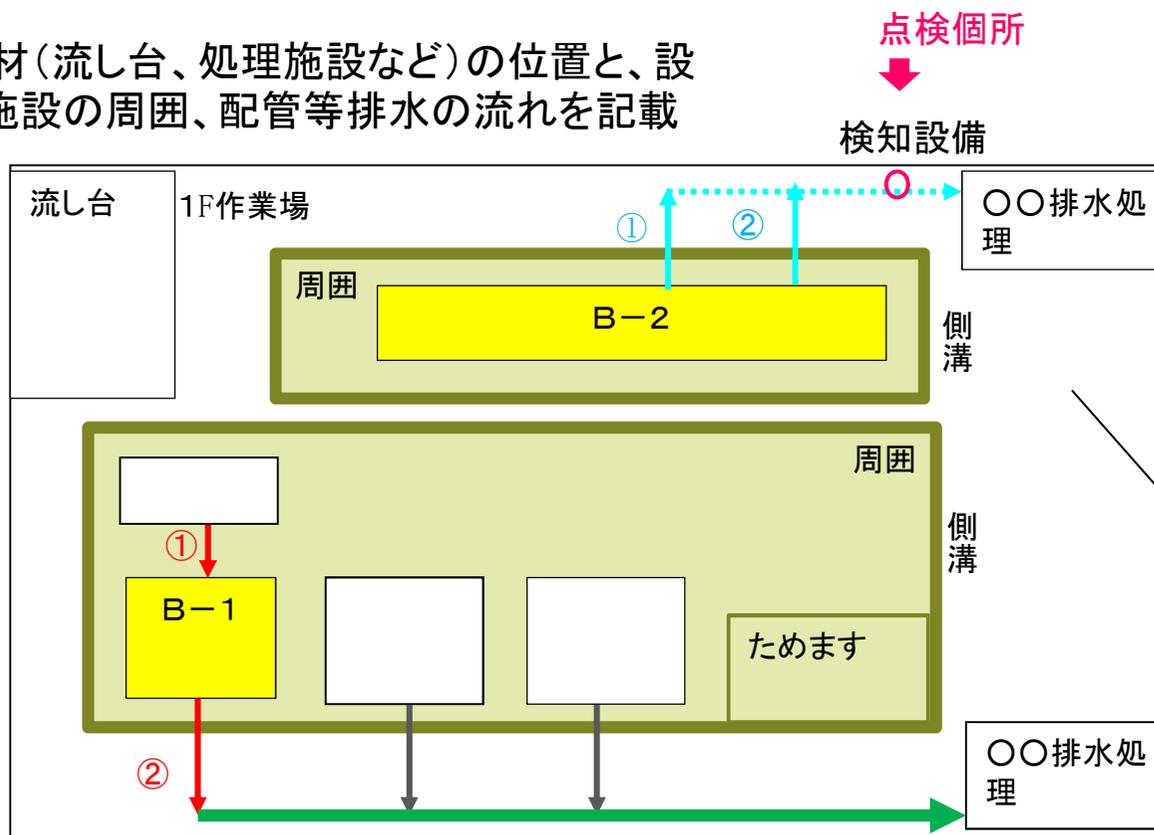
住宅地図等を利用して、事業所の所在地がわかる地図を添付
(目印となる建物や道路)

特定施設を含む操業の系統図



構造等に関する図面記載例（平面図）

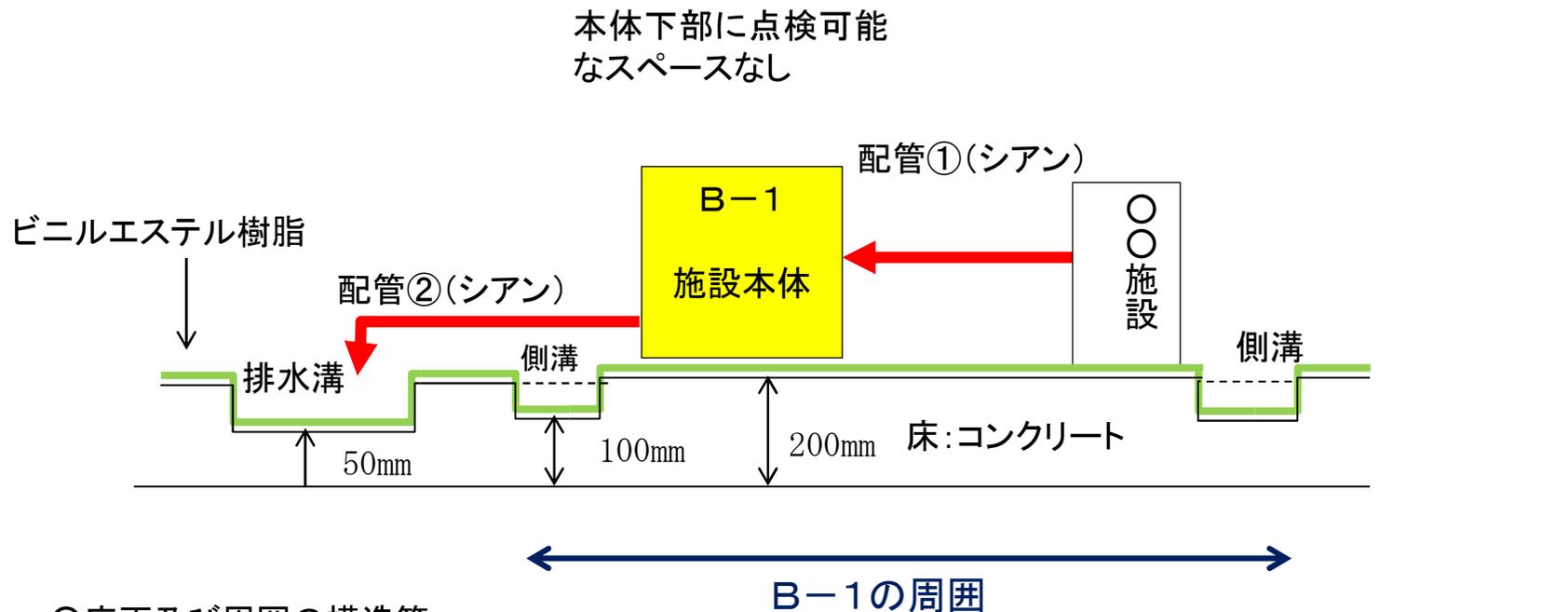
○主要な機材（流し台、処理施設など）の位置と、設備の位置、施設の周囲、配管等排水の流れを記載



○検知設備で点検する場合や、代表的な部位で点検する場合は、点検する個所を記載

- 地上配管
- 地下配管(トレンチ内)
- 地下配管(埋設配管)
- 排水溝
- 特定施設本体に付帯する配管以外で、主なもの

構造等に関する図面記載例（立面図）



○床面及び周囲の構造等

コンクリート 200mm

ビニルエステル樹脂で被覆

側溝(容量○L 幅100mm×深さ100mm×○m)、ためます(容量○L W500mm×D500mm×D400mm)

○配管等

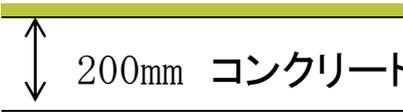
配管①

.....

配管②.....

構造基準等に係るチェック表

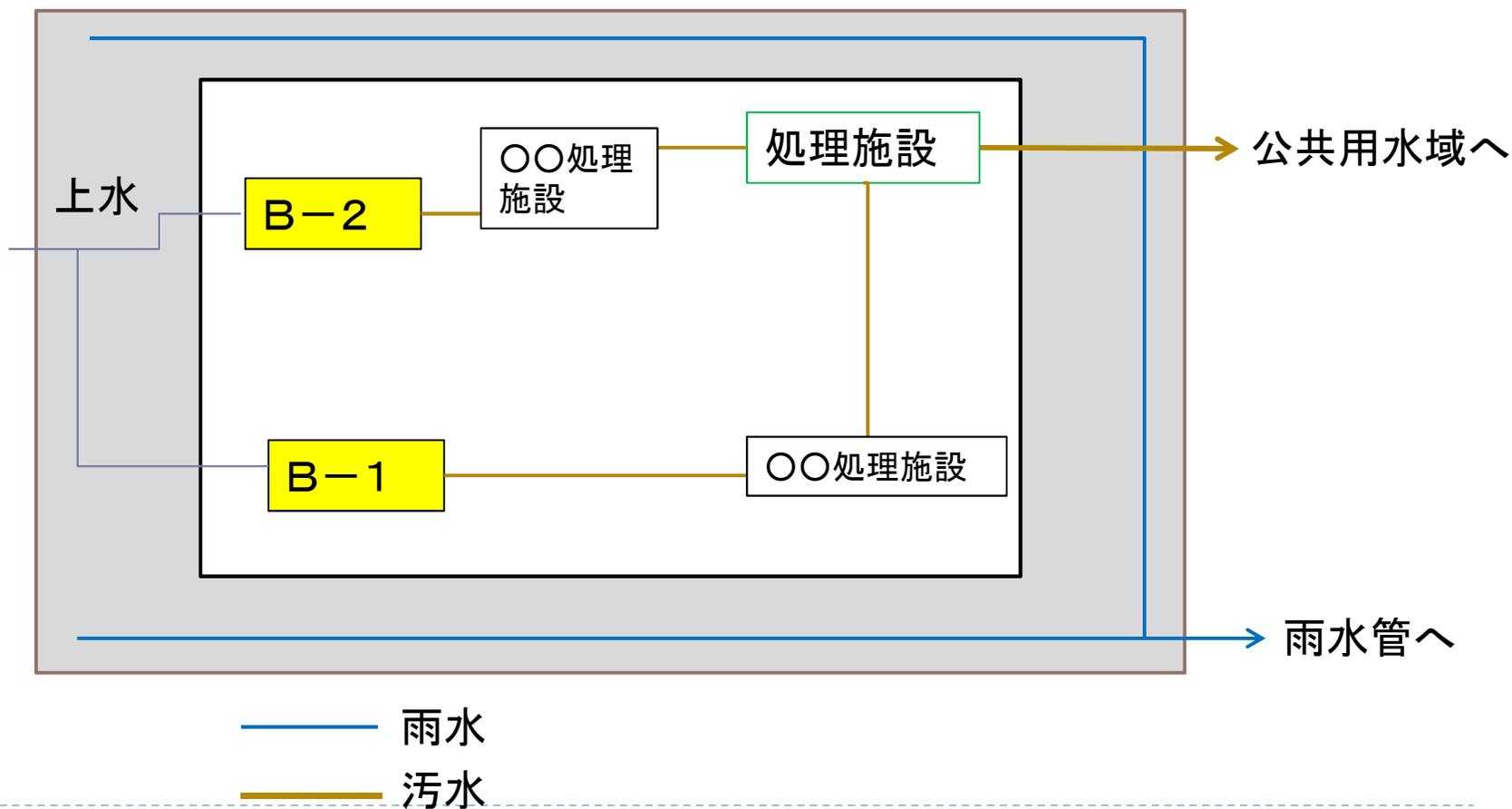
構造基準に係るチェック表 1 (施設本体の床面及び周囲の構造等)

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の名称	B-1 65 酸又はアルカリによる表面処理施設
使用、製造、処理、貯蔵する有害物質	テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ベンゼン
施設本体の床面及び周囲の構造等	<p><input checked="" type="checkbox"/> 床面が不透水性を有する材料による構造 (<input checked="" type="checkbox"/> 施設本体下部を含む)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> コンクリート (第1層目 200mm)</p> <p><input type="checkbox"/> タイル (第 層目 mm)</p> <p><input type="checkbox"/> FRP (第 層目 mm)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 被覆材 (ビニルエステル樹脂)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>(断面図) (不透水性構造の範囲) 本体下部及び周囲</p> <p>200mm コンクリート 被覆: ビニルエステル樹脂</p> 

図面記載例

公共用水域に水を排出する場合

○給排水系統図を添付
敷地境界



おわりに

- ▶ ・平成24年6月1日から、「**有害物質使用特定施設**」及び「**有害物質貯蔵指定施設**」に構造基準等が適用され、届出の対象となります。
- ▶ ・現に設置されている**有害物質貯蔵指定施設**と、公共用水域に水を排出しない事業場に現に設置されている「**有害物質使用特定施設**」は、平成24年6月1日から30日以内に届出が必要です(使用届)。
 - ・すでに届出されている「**有害物質使用特定施設**」について改めて届出する必要はありませんが、構造等を変更し、変更届を提出する場合は、今までの別紙に加えて、**別紙1の2「特定施設の設備**」が必要です。
- ▶ ・届出様式(白紙)及び記入要領は環境対策部ホームページに掲載する予定です。
- ▶ <http://www.city.kawasaki.jp/30/30suisi/home/hasseigen/jigyousya.html>
- ▶ ・構造と点検に関する個別のケースや、届出の詳細については、環境対策課までご相談ください。
- ▶ TEL:044-200-2521 時岡 梅田 佐藤